

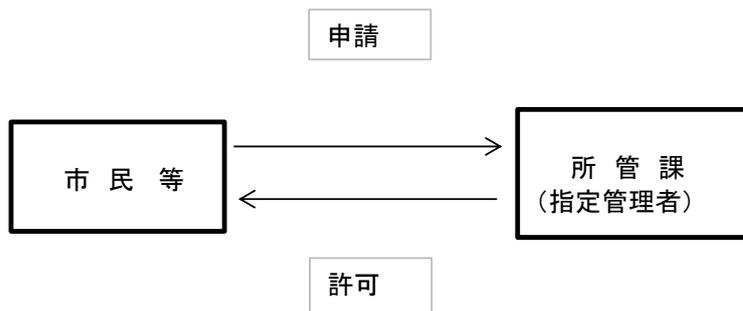
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 18

処 分 名	観覧料・会議室使用料・駐車施設使用料の減免	
処 分 の 概 要	申請に基づき観覧料の減免を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市坂の上の雲ミュージアム条例(平成18年条例第31号)	
条 項	第13条	
所 管 課	坂の上の雲ミュージアム事務所	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
判断基準	<p>松山市坂の上の雲ミュージアム条例施行規則第15条の各項に該当するものであること。</p> <p>【根拠法令等】 松山市坂の上の雲ミュージアム条例</p> <p>第13条 市長は、公益その他特別の理由があると認めるときは、第2条の観覧料、第3条第2項の特別利用料、第4条第2項の会議室使用料又は前条第2項の駐車施設使用料(以下これらを「観覧料等」という。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>松山市坂の上の雲ミュージアム条例施行規則</p> <p>第15条 条例第13条の規定により観覧料等を減免することができる場合及び減免額は、次のとおりとする。          (1) 教育課程の一環として、児童生徒の引率者及び児童生徒が観覧する場合 観覧料の全額          (2) ミュージアムが主催する事業に会議室を利用する場合 会議室使用料の全額          (3) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が乗車している場合 駐車施設使用料の全額          (4) その他市長が特別の理由があると認めた場合 市長が定める額</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。